

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 日色 誠
(登録番号 3027180)

実務対応報告公開草案第52号について

< 質問1への回答 >

・ 同意しない

< 理由 >

企業が新入社員に対して新株予約権の払い込みの権利を与えることは通常考えられない。通常は一定期間の勤務実績がある従業員に対して、功労の意味から権利を付与するものと考えられる。だとすれば一概に将来の労働対価を期待して新株予約権を発行するものではないと考えられる。

また、取得に際して、公正価値相当額の払い込みの事実があれば、その時点で新株予約権との等価交換ともいえる取引は帰結していると考えるのが妥当であり、将来の報酬性を有すると解釈するのは、経済的実態を適切に反映しているとは言えないのではないかと考える。